

教育改革を担う地方教育行政の課題 ボランティア、住民参画の組織づくり

高岡 信也
(島根県宍道町教育長)

The Problem of the Local School Board which takes Education Reform
- Volunteer, the Organization making to secure the Participation of Habitant -

Nobuya Takaoka

November, 2000, the Shimane Prefecture Shinji city adopted the declaration “ that we will make the city which promotes a life-long continuing education activity ” .

The tendency is to wrestle with the young people education aggressively and to create the city which realizes close cooperation between the school and the social education.

- 1 . We create the city from where it is possible to learn children vividly.
- 2 . We create the city about which the habitant is a lead and it becomes promotion duty.
- 3 . We service the environment to support the learning of a habitant.

The tactical meaning of “ the declaration ” is to make administration concerning “ the city which-promotes a continuing education ” and the role share of the habitant clear and to try to make the route of the habitant taking part in the planning evident. Make replay the community to take the education of the children seriously based on the presupposition. Retrieve the child raising which has continued to depend on the school in the family and the community.

We are in making cooperation between the school and the community dense at least and building new educational environment. Not being until it sees the argument of the Education Reform States Conference and the elapse after that, the wave of the education reform for presses against the small city at SAN-IN area, too, surely.

This paper has purpose of making the following points clear about the tendency of “ the city declaration by the continuing education ” which Shinji city proposed, and the means of the city making which it aimed at, the state of the local school board which realizes them.

- I . The situation which surrounds “ the 3 rd education reform ”
- II . We make the system of the habitant taking part in the planning.
- III . The beginning of the experiment that the naughty thing is new mainly in the child.
- IV . The creation of the habitant organization which participates in the volunteer.

I . はじめに

1 . 第三の教育改革 - 近代教育とりわけ戦後教育の精算 -

国が進める教育改革は、すでに地教行法、学校教育法、社会教育法及びそれらの施行令の数次

高岡 信也

にわたる改正によって制度的にはほぼ完結した。その結果は、「学校管理規則」等に見られた包括的指導・助言法制（いわゆる「準則」）の廃止、教育長裁量権の拡大、学校における校長のリーダーシップの確立、社会教育施設の規制緩和等々多岐にわたり、「地方分権一括法」の制定趣旨に合致した、教育行政の新しいフレームづくりが進むこととなった。

しかし、そのような法制上の改変は、事柄の現象面に生じた一つの事実であるにすぎない。より本質的で重要なことは、戦後一貫して維持しつづけてきたわが国の「教育」そのものに、「制度疲労」の烙印が押され大きな改造が求められているということである。

今回の改革が「第三の教育改革」と呼称されるとき、その推進者たちの意識に、明治初期のヨーロッパ型近代教育の導入と、戦後教育改革というわが国の教育構造の大きな転換点に比肩する大改革だとの自負を見て取ることができる。そこでは百年以上にわたるわが国の近代教育についての一定の歴史認識・評価、しかも否定的なそれが前提とされていると考えてよい。「第三の教育改革」というスローガンには、したがって当然、小手先の改善策ではなく、とりわけ、戦後教育の精算、さらには「近代教育」を超える、新しい世紀の教育システムの再構築をめざす試みであると表明されているのである。

周知のように、「改革」のための議論は、すでに相当長期にわたって続けられている。改革論の口火を切った「臨時教育審議会」が発足したのは昭和59年だから、すでに15年以上が経過する。その後の中央教育審議会、生涯学習審議会が矢継ぎ早に提出する「答申」は、いずれも「学歴社会の是正」、「生涯学習体系への移行」、「個性重視の教育へ」等を掲げて、例外なく、21世紀の新しい教育のあるべき姿について、具体的シナリオを提言しつづけている。

「変化」と「多様化」をキーワードとする新しい世紀のとば口に立って、私たちは今、教育の「構造改革」=教育と学習に関わるあらゆるシステムの再構築を試みる絶好の機会を手に見えているかに見える。

2. 地方分権と行財政改革 - 「改革」を担う教育行政が直面する課題 -

しかし現実の事態は、いうまでもなくそれほど単純でも簡単でもない。とりわけ地方教育行政には新たな、かつ複雑な問題が山積する。

地方分権、規制緩和の潮流は、「地方分権一括法」の成立で現実のものとなりつつある。中央集権型社会から地方や個人の自律的判断や活動が重視される社会への転換、護送船団方式と画一的平等主義からの脱却、情報公開にみられる市民参加型行政の確立等々。教育改革もまた、そのような「流れ」の中で、対応を迫られているのである。さらに、「分権」の議論は、その表裏の関係として、地方の「自己責任」を強調する。画一的平等主義に依存し横並び意識に慣れ切った体質には、自ら考え、行動し、その結果に責任を持つ厳しい時代が到来したことを意味する。

一方、教育改革の実行段階においては、一層大きな阻害要因の存在も指摘しておかなければならない。行財政改革という厄介な代物である。肥大化した行政のスリム化、官民の役割分担、破綻に瀕した財政の建て直しをめざす財政再建論議等々。さらにまた、財源確保の際に、絶えず厳しく問われ始めた「費用対効果」についての説明責任（アカウンタビリティ）の問題がある。公的サービスと言えども、いや、逆にそうであるが故に厳しく求められる「投資効果」についての予測、説得的説明は、教育行政が担う事業領域についてはきわめて難しいと言わざるを得ない。

教育改革を担う地方教育行政の課題

これらの事態は、そのまま放置すれば、地方教育行政にとって「逆風」となる可能性が大である。この「逆風」は、言うまでもなく今回の教育改革が、より大きな変革＝社会システム全体の構造改革の一環として構想されている点に起因する。それは、単なる教育「内」的改革を大きく越えて、すでに発動されつつある。したがって、場合によっては、「教育の改革」が、「関係者」の意志と必ずしも十分な摺り合わせを行うことなく実行に移される可能性もないではない。であるとすれば、この「逆風」は、傍観者としてならともかく、当事者としては、政策遂行にとっての大きな障害となる可能性を否定するわけにはいかない。早急に何らかの対応策を提示しなければならぬ、と考えるのが当然である。

Ⅱ．住民参画のシステムづくり

- 分権を担う主体をどうつくるか -

1. 「生涯学習のまち宍道」宣言

「生涯学習の町宍道」宣言は、その意味で、一町村の教育行政を担当する立場から、従来の「宣言」には企図されなかったであろう「新たな意味」を付与して提出されたといつてよい。「第三の教育改革」の地方版を構築すること。幼児から高齢者のすべての住民の学習と教育を「生涯学習」の観点から再構成してみる。そして、住民自らが、この改革に「主人公」として参画できるシステムを構築すること。地方教育行政の課題の全体像をそのように理解し、宍道町の「宣言」は、次の三つを目標として設定した。

(1) 子どもたちが生き生きと学べるまちをめざして

学校教育をも含む青少年教育を、生涯学習のまちづくりの第一のテーマに取り上げた。家庭、学校、そして地域の協働による「学社融合のまちづくり」を目標として設定することにより、学校改革と地域の教育力の再生を実現する具体的施策の重要性を強調した。

(2) 住民が主役、推進役のまちをめざして

生涯学習のまちづくりの担い手が住民自身であることは自明である。しかし、公民館事業の実態等を観察すると、必ずしも現実是这样ではない。そこでは、ややもすれば動員型の社会教育事業が、これといった反省もないままに、生涯学習事業の名を冠して実施されている。また、趣味、教養型の、したがってサークル活動に類する活動が、「教室」の名のもとに無料で開催され続けている。そこでは、住民自身による学習課題の発見も、自主的な学習組織の形成も意図されず、受動的な学習が繰り返される事態が顕著であった。「住民が主役、推進役」というフレーズは、このような実態からの離脱、自立的学習の組織化という課題を提示し、他ならぬ学習者自身に意識の転換を求めものである。

(3) 学習を支援するシステムの整備をめざして

第三のテーマは、生涯学習事業の担当部門である（教育）行政の課題を明確にする

高岡 信也

ものである。生涯学習のまちづくりのインフラ整備という観点は、行政と住民の役割分担、翻って、行政の責務を、「直接的学習機会の提供」という呪縛から解放することの宣言でもある。

2. 行政の役割 - 住民参画を進めるために -

「宣言」の戦略的意味の中心は、生涯学習のまちづくりをめぐる行政と住民の役割分担を明示し、住民参画の道筋を確かなものにしようとする点にある。そのことを前提に、子どもたちの教育を本気で担う地域を再生させ、学校に依存し続けてきた子育てを家庭と地域社会に取り戻す、少なくとも学校と地域の連携を密にして、新たな教育的環境を構築しようとする点にある。

しかし「宣言」の各項目が企図し、変革の対象と定めた「現実」を一瞥しただけで、そこにはさらに新たなかつ複雑な問題が内包されることが容易に読みとれるであろう。

別の事例で示そう。平成14年から実施される「新教育課程」をめぐる論議がある。そこでは、「学校、家庭、地域の連携の強化を通して、子どもたちに生きる力を育む教育活動を創出すること」が強調される。新設される「総合的な学習の時間」等を活用した「特色ある学校づくり」が求められる。これらの課題を確実に実現するためには、地域住民の協力、さらに言えば、そのような協力が一過性のものとしてではなく、恒常的な住民参加型の教育システムとして構築することが不可欠である。しかし、これらの住民参加は、現在のところ、予定調和的に実現されるとは考えにくい。そこには、住民の「参加」への道筋をつくり、多様な住民の「意思」の取りまとめを担う「黒子的役割」の存在が不可欠である。教育行政に課せられた新たな課題とは、そのような意味で「黒子」として自らを定位し直すことではないか。

端的に、ここで複雑な問題とは、「地域社会に新たに構築すべき教育と学習の世界は、住民自らの参加によってはじめて可能となる」ということを、他ならぬ住民自信に十分理解してもらわなければならないという点に存在する。市民の生涯学習支援のためのシステム構築を一方で進めながら、他方、このシステムの稼働を担う「市民参加のシステム」を作り出すことが重要なのである。何よりもまず、そのことの重要性が、市民の「共通理解」として確立されることを目指さなければならない。市民参加型のまちづくりへの転換が、誰でもない、行政を担当する、あるいは、公民館等の学習施設に所属する私達自身の「説明責任の範囲」と認識される事態は複雑である。

言い換えよう。生涯学習の基盤整備を着実に実現することが、「生涯学習のまちづくり」事業の具体的内容である。この、自明の行政課題を達成しようとするとき、同時にそのあるべき姿を検討する議論に、市民の「主体的な参加＝参画」を保障すること、さらに、そこに創出されるシステムの運営と意思決定とを直接委ねることのできる体制を構築すること。「市民参加型の生涯学習のまちづくり」という目標設定を、行政を担当する私達自身が真に持ち得るかどうかが問われていると言ってもよい。

IV. 子どもたちを核とした新たな実験の始まり

宍道町の「学社融合」の取り組み、教育現場から

「生涯学習のまちづくり」は、言うまでもなくあらゆる世代の学習を対象とする。そこでは学

教育改革を担う地方教育行政の課題

校教育もまた、その範疇に含めて考える必要がある。(「生きる力を育む」とは、子どもたちの内面に「生涯学習能力」を育てることにほかならない。)「宍道町の小・中学校は、宍道町民大学の付属学校です」という言い廻しは、単なるキャッチ・コピーではない。まちと地域に存在するあらゆる教育的営為、学習活動の総体を生涯学習という概念で捉えようとする意図がそこには含まれている。さらに、子どもたちの教育の問題を、地域住民が協同して取り組むにふさわしい問題と理解する感性が表明されている。では、そう考えることにどんな意味が見出せるだろうか。宍道町で取り組み始めた事例で示そう。

<「学社融合」実践事例 3年間の総括>

宍道町における学社融合の取り組みは、平成12年度から開始した「総合的学習試行研究事業」に始まる。「地域の指導者を学校へ！」を合言葉にすすめられたこの事業は、学校にとっては、まず「総合的な学習の時間」の試行と位置づけられ、さらには「教科指導」、「道徳・特活」、「クラブ・部活動」、「学校行事」のあらゆる学校教育活動にその範囲を拡大している。平成13年度、小・中学校の計画によれば、各学校延べ200人、計600人の「学校支援ボランティア」が活躍することになっている。「子どもに何かを教えるというよりも、子どもたちから大きなエネルギーをもらっていることが楽しい」という感想は、おそらくは、社会参加とそのことがもたらす満足感の表明である。休耕田を活用し、土地の古老の指導によって実現した「田んぼの学校」は、単に子どもたちに農業や自然体験の場を提供しただけではない。「学校への水田の提供は20年来の夢」と語る人たちの間には、改めて昔ながらの農業技術の発掘と保存の機運が高まり、稲作の文化的意味を学ぶ「里山研究会」なる自主学習組織が生まれた。

以下、「平成13年度事業報告書」に基づいて具体的な取り組みを整理してみよう。

(1) 地域に開かれた学校づくり

平成14年度から実施される「学習指導要領」では、新しく設けられた「総合的な学習の時間」によって教科の枠にとらわれず、子どもたち一人ひとりの学習課題を大切にしながら、学校の創意工夫を生かした活動に取り組むことができるようになった。宍道町でも、その移行期間中、各学校でさまざまな試行的な取り組みが行われた。

「総合的な学習の時間」では、子どもたちの「自ら学び、自ら考える」力や「学び方やものの考え方」を育てるための、体験的な学習や問題解決的な学習が重視される。町内各学校においても、地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした体験的な学習が積極的に行われている。

一方、地域に「開かれた学校」づくり、学校と地域社会(社会教育)の連携による、「ふるさと教育」の推進等の視点から、地域の人・歴史・自然・産業などの教育資源を学校教育に積極的に活かしていくことがますます重要となってきた。

(2) 学社融合の意義

改めて学社融合の意義を考えると、次の7点が浮かび上がってくる。

- ①多様な体験活動、地域の様々な人との交流などを通して、「生きる力」を育む教育を実現できる。

高岡 信也

- ②子どもたちが地域を知り、理解し、愛着をもつ機会となる。
- ③地域の教育資源、地域の教育力を学校教育に取り込むことができる。そのことが、ひいては、地域の教育力を高めることになる。
- ④地域の指導者、ボランティアが活躍する場となる。また、指導者としての教師の専門性を発揮し、高める機会ともなり得る。
- ⑤地域の人に学校を正しく理解してもらい、関心を持ってもらう機会となる。「地域に根ざした学校」、「開かれた学校」という意識で教育を推進する機会ともなる。
- ⑥学校・家庭・地域の役割やその果たすべき責任などについて再考する機会となる。このことは、学校のスリム化につながる。また、生涯学習社会における学校の役割を推進することができる。
- ⑦学校と地域、学校と行政、学校と民間（企業など）との協力・連携・融合を図ることにより、地域の明日を担う子どもを力を合わせて育てようという共通認識ができる。学校教育、青少年教育等について共通理解もできる。

（３）学社融合の取組の経過

本町は、平成11年度から『全国子どもプラン緊急3カ年戦略』に基づく補助事業（「子ども科学ものづくり教室事業」等）を導入し、学社融合の視点に立った学校教育・社会教育の事業展開を図るとともに、「緊急雇用対策臨時特別交付金」を活用して、ふるさと教育及び情報教育の実践を進めてきた。

また、平成12年度からは、1回1,500円のボランティア謝金（費用弁償）を伴う「宍道町生涯学習ボランティアバンク」事業を始めた。現在、約350名のボランティア登録者があり、子育て・学校支援の分野を中心に、のべ3,000人以上のボランティアが活動している。

平成13年度においては、国の委嘱事業「余裕教室等を活用した地域ふれあい交流事業」や県の補助事業「教育活動総合支援事業」を導入し、学校教育への財政的支援を行うとともに、「緊急地域雇用特別交付金」を活用して、社会人講師による「ふるさと教育」及び情報教育の実践を行ってきた。

これらの事業の導入及び実践は、いずれも学校教育への地域人材の活用、地域の教育力の充実に目的とするものであり、各学校においては、「総合的な学習の時間」をはじめとする様々な教科、領域で、地域人材を活かした教育活動が日常化しつつある。

このように、本町では、この3年間、町教育委員会と各学校が連携・共同し、町をあげて、学社融合推進、地域人材導入に取り組んできたところである。

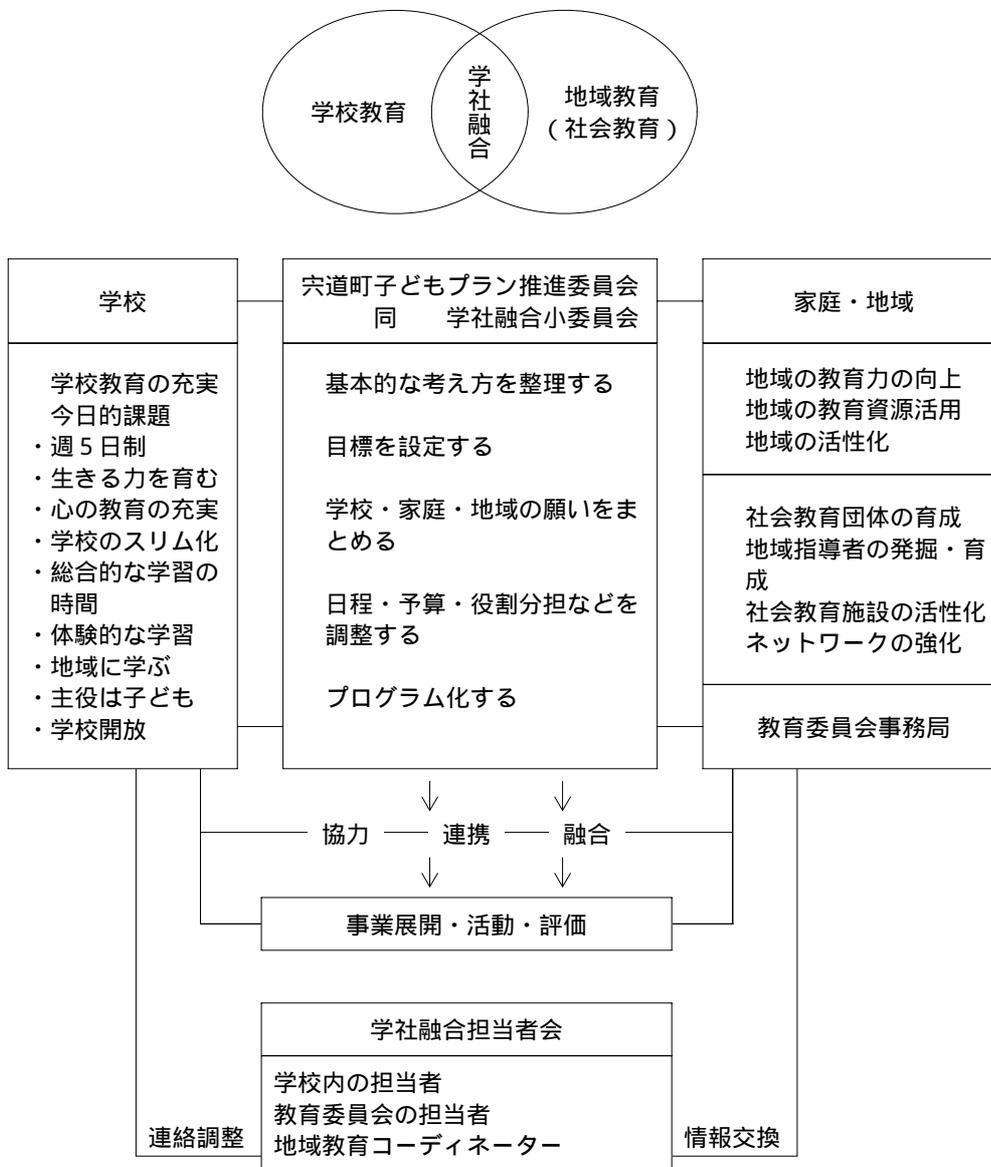
（４）学社融合の推進体制及び組織

（１）宍道町子どもプラン推進委員会・学社融合小委員会

平成11年度から、本町の子育て・青少年教育の基本的な方向性について協議・意見交換を行う場として「宍道町子どもプラン推進委員会」を置き、その中に、学社融合の基本的な考えを整理し、方向性や事業について協議する「学社融合小委員会」を置いた。

教育改革を担う地方教育行政の課題

宍道町の学社融合のイメージ図



学社融合小委員会の構成

- 教育委員 1名 (学社融合小委員会 委員長) 社会教育委員 1名 (副委員長)
- 宍道中・宍道小・来待小 各 4名 (校長、教頭、担当教員、PTA 代表)
- 教育委員会事務局 6名 (教育長、学校総務課 2名、生涯学習課 2名
地域教育コーディネーター 1名)

(2) 学社融合担当者会

平成13年度から、学社融合について各学校と教育委員会の担当者が連絡調整・情報交換を行う場として、「学社融合担当者会」を置いた。

学社融合担当者会 の構成

宍道中・宍道小・来待小 各2名（教頭、担当教員）

教育委員会事務局4名（教育長、生涯学習課、地域教育コーディネーター）

(3) 各学校の推進体制

この3年間で、学社融合に向けた各学校の推進体制も整備されてきた。

①宍道小学校

職員の研究組織に「学社融合部」が置かれ、この「学社融合部」が学校だよりを発行したり、参観日に合わせ学社融合についてのパネル展示を行ったりした。また、教育委員会等にも積極的に授業が公開された。

②来待小学校

職員組織に「生涯学習」担当主任が置かれるとともに、教頭・研究主任を中心に、地域人材や地域の教育資源を活かした「総合的な学習の時間」の構想ができあがった。また、学社融合担当者会の開催を機会に、校内研究会に地域教育コーディネーターが参加する試みも行われた。

③宍道中学校

研究主任、学年主任を中心に、職場体験学習等、地域へ出かけて学ぶ「総合的な学習の時間」の構想と実践が進んできた。また、ボランティア謝金の支払い方法等について、学校側から積極的な提案をいただき、学校の使いやすい謝金制度に整えることができた。

(4) 地域教育コーディネーターの役割

本町の学社融合推進、地域人材導入においては、地域教育コーディネーター（県・派遣社会教育主事）が次のような役割を果たした。

①学校と教育委員会（行政）、地域指導者、関係機関等との連絡調整

②学校支援ボランティア（生涯学習ボランティア）制度の整備とボランティア謝金の運用、学校支援ボランティア実施要項・運用マニュアルの作成

③地域の「ひと・もの・こと」を活かした教育活動、総合的な学習等についての情報提供

参加した研修会の報告、先進校の研究成果等の情報提供

④学校と教育委員会の連携による学社融合推進体制の整備

学社融合担当者会の設置・会議の開催

(5) 学社融合の考え方

「学社融合」は、一般的には、学校教育と社会教育の融合、あるいは、学校教育と地域社会の融合を指す概念であるが、本町では、主に、学校教育と地域社会（社会教育も含む）の融合をめざす概念としてとらえている。

(5) 学社融合（地域の「ひと・もの・こと」を活かした教育活動）の取組（13年度）

(1) 宍道小学校（のべ約200人の地域人材導入）

①地域の人を講師に、7つのクラブを年間12回実施

教育改革を担う地方教育行政の課題

ニュースポーツ・伝統芸能・読み聞かせ・パソコン・手話・手芸・環境

②地域の「ひと・もの・こと」を活かした総合的な学習

3年 「食べ物の旅」

3～4年 「進め！宍道湖探検隊」

4年 「ふるさと大好き銭太鼓から宍道を、世界を見つめよう」

5年 「バリアフリーって何だろう」

5～6年 「宍道湖再発見」

6年 「宍道太鼓に挑戦」等

③地域の「ひと・もの・こと」を活かした教科・道徳・特別活動等

1年 生活科「つくって遊ぼう」

2年 生活科「大豆を使ってとうふ作り」

3年 社会科「変わってきた暮らし」

4年 道徳「自分の人生を見つめよう」

5年 社会科「来待石について学ぼう」

6年 社会科「世界の国を知ろう」等

(2) 来待小学校（のべ約150人の地域人材導入）

①地域の高齢者クラブと共に全校で取り組む米づくりの体験活動

田んぼの学校・収穫祭（来待っ子祭り）

②地域の「ひと・もの・こと」を活かした教科・特別活動・総合的な学習等

1年 生活科「昔の遊びにチャレンジ」

2年 生活科「探検に行こう」

3年 総合「地域の宝物発見」

4年 総合「来待石について調べよう」

5年 社会科「来待石を生かした工業」

6年 総合「来待川・宍道湖環境調査」等

③地域の人を講師に、2つのクラブを年間を通して実施

陶芸クラブ・昔の遊びクラブ

(3) 宍道中学校（のべ約100人の地域人材導入）

①地域へ出かけ、地域から学ぶ「総合的な学習」

1年 「町内史跡めぐり」「職場訪問」

2年 「職場体験Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」

3年 「福祉・ボランティア活動」等

②地域の「ひと・もの・こと」を活かした教科学習

1年 技術「大工さんに学ぶものづくり」

2年 家庭科「そば打ち体験学習」

3年 理科「島根大学 理科実験教室」等

③地域の人から学ぶ「ふるさと学習」

地域の歴史・文化について話を聞く会

高岡 信也

(6) 学社融合推進の成果

(1) 地域人材導入による学校教育の活性化と充実、地域への波及効果

本町の学社融合推進の中心課題として、学校教育への地域人材の導入を積極的に進めた
が、これらの取り組みにより明らかとなった成果として、次のようなことが挙げられる。

①子どもたちにとって・・・

学校の教員とはちがった地域の大人に接し、新鮮な気持ちで生き生きと学ぶ子どもたち
の姿が見られた。

そのことについて、教員の目から見た次のような評価がある。

昔から伝わる遊びや道具の使い方について、とても詳しい指導者に来てもらい、い
ろいろな遊びに挑戦することができ、子どもの活動が広がった。

生徒は、のこぎりびき、かんなげずりなど、職人技を見せてもらうとともに、個々
に道具の使い方を教えてもらい、関心を持って制作に取り組むことができた。また、
大工さんの優しくわかりやすい助言に親近感を覚え、気持ちよく取り組んでいるよ
うだった。

担任教員とは内容もやり方も違うので、新鮮さを感じていたようで、取り組みも熱
心であった。

その道一筋といった方の言葉には重みがあり、子どもたちも、その重さを感じとっ
たものと思う。そうした、言葉や理屈では伝えきれないものを学ぶことができたも
のと思う。

②学校・教職員にとって・・・

地域人材・地域指導者が学校に入ることにより、教員だけの時よりも学習内容や指導方
法の幅が広がり、子どもたちの多様な学習ニーズに応えることができるようになった。

また、教員が、地域の人や関係機関と連絡調整を図ることが日常的に行われるようにな
り、企画力、交渉能力、コーディネート能力など、これから必要とされるであろう教員の
資質が向上したと思われる。

さらに、学校を訪れた地域の人に学校や子どもの様子を知ってもらう機会となり、「開
かれた学校」の一つの姿を示すことができたのではないかと。

このことについて、次のような教員の感想・評価がある。

地域の人々との交流の接点を増やすことができた。その中で、ふるさと学習の学習
内容・活動趣旨だけでなく、最近の学校や生徒の様子を理解してもらい、地域の人
の学校教育への期待や願いを直接聞くことができた。また、直接地域の人と話すこ
とで、教員自身も地域の農業や漁業について理解を深めることができた。

学校外からいろいろな人が来校されることによって、学校に活気が出て、教職員自
身にも大きな刺激があった。教員に自ら学ぼうとする意欲と姿勢が見られるよう
になってきた。

教育改革を担う地方教育行政の課題

人生を語る講師の方からは、教員自身、自らの指導のあり方を今一度振り返ってみる良い機会を与えていただいた。

③地域、住民にとっては・・・

地域の人にとっては、子どもと接し、自分の知識や技能、体験を伝えることが喜びや充実感、生き甲斐となっていることも多いようである。

また、地域の大人が学校教育に日常的に関わることにより、地域全体で子育て・青少年教育を考える雰囲気生まれつつある。

(2) 行政の財政的支援による学校の学社融合への積極的な取り組み

町費による「ボランティア謝金（費用弁償）」と国・県の補助事業導入による予算確保で、学習活動に対する教員の発想が広がるとともに、学校から地域人材への依頼がしやすくなり、地域人材導入やダイナミックな体験活動導入に積極的な取り組みが見られた。

このことから、町費及び補助事業等による財政的な裏付けは、学校の取り組みを活性化する上で一定の効果があったと思われる。

(3) 生涯学習ボランティア制度（学校支援ボランティア）の整備と活用

昨年度から始まった「生涯学習ボランティア」の活動分野としての「学校支援ボランティア」について、今年度、独自の実施要項や運用マニュアルを定めた。このことにより、学校との共通理解が図られ、指導者の紹介、謝金の支払い等、スムーズに運用できた。

特に、この実施要項により、中学校の職場体験学習のような校外活動での指導において、「ボランティア謝金」の代わりに、報償費を使って消耗品を渡すことができるようになったことは、学校の使いやすい謝金制度に近づいた点で成果と言える。

(4) 学校と教育委員会の連携・共同による学社融合推進体制の整備

学社融合小委員会、学社融合担当者会を中心とした学校と教育委員会の連携・共同による推進体制ができ、町全体で学社融合、地域人材導入の推進が図られた。

(7) 今後の課題

(1) 学社融合に対する社会教育関係者の意識改革と積極的な取り組み

学社融合に対する学校側の積極的な取り組みは定着しつつあるが、反面、社会教育関係者、特に公民館職員の理解と意欲が不十分な面がある。今後、公民館を中心とした社会教育側の学社融合への積極的な取り組みが望まれる。

(2) 学社融合推進、地域人材導入のための予算確保

地域人材を導入し、学校教育活動の活性化と住民参画のまちづくりを進めるに当たっては、一定の財政的裏付けが必要であるという考えに基づき、行政（教育委員会）としては、引き続き、学社融合推進、地域人材導入のための予算を確保し、学校に対する財政的支援を行っていきたい。

(3) 予算が少なくなっても実施可能な取り組みへの移行、転換

今までの3年間、補助金等により学校へは比較的潤沢な予算がついたが、今後、厳しい町財政や補助金の見直し等により、予算が少なくなることが予想される。予算の確保に努

高岡 信也

めながらも、一方では、各学校の教育活動を改めて見直し、予算が少なくなっても実施可能な取り組みへの移行、転換を図ることが必要であろう。

- (4) 学校の「ひと(教職員)・もの(施設等)・こと(行事等)」の地域への活用、地域への開放
地域の「ひと・もの・こと」の学校への活用は進みつつあるが、学校の「ひと・もの・こと」の地域への活用、地域への開放は、まだ十分に進んではいない。完全学校週5日制の実施に伴い、学校の人材、施設設備、行事等の地域への活用、地域への開放を望む声は、今後、ますます高まることが予想される。「開かれた学校」づくりの視点からも、学校の「ひと・もの・こと」の地域への活用、地域への開放に積極的に取り組むことが必要であろう。

- (5) 学校支援ボランティア制度のさらなる整備と活用

今年度、生涯学習ボランティアの学校支援部分を「学校支援ボランティア」として要項等を整理したが、「学校支援ボランティア」に関しては、今後、次のような課題がある。

- ①学校が使いやすいボランティア名簿の作成と活用システムの構築
- ②学校が望むボランティア分野の開拓と人材確保
- ③ボランティア謝金制度の評価と見直し

- (6) 学社融合の視点に立った「ふるさと教育」構想の策定と実践

学社融合の視点に立って進めてきた地域の「ひと・もの・こと」を活かした教育活動は、「ふるさと教育」と言ってもよい。現在、「学校教育における社会人活用事業(緊急雇用事業)」として、教育委員会で「ふるさと学習講師(ふるさと先生)リスト」を作成中である。今後、町教育研究会の「ふるさと教育部会」と連携して、学社融合の視点に立った「ふるさと教育」の構想を策定し、実践することにより、学社融合推進、地域人材の活用が、一層、地に着いたものとなるのではないか。

< 「学社融合」実践事例 2 >

1. 幼稚園における「預かり保育」および「放課後児童クラブ」の実施

宍道町では、平成10年度半ばから、幼稚園において「預かり保育」(希望者を対象に午後5時まで、保育時間を延長)を実施している。この事業の実質的な担い手は、地域住民で組織された「預かりボランティア」である。この組織に最近、ある変化が生じ始めている。「子ども、特に幼児を扱うのは大変難しい。一人ひとりの気持ちをよりよく理解するためには、幼児心理学の勉強が改めて必要かも・・・。」ボランティア活動を契機として、そこに参画する人たちの間に、新たな学習課題が発見されつつある。この小さな、「人の交流」の中に、私たちは、幼児から高齢者までのあらゆる世代の「学習の環の成立」を見て取ることができる。幼児期の子どもを対象とした活動への参加が、新たな学習課題を生み出し、学習の成果がさらに子どもたちに還元されようとしている。

また、平成13年度からは小学校低学年児童を対象とする「放課後児童クラブ」を開設している。ここでもまた、主たる担い手は、「学童クラブ支援ボランティア」の組織である。子育てにかかわる様々な住民の組織化は、時間を経るにしたがって参加者を増し、現在では、登録者100名を越える大所帯に育った。

教育改革を担う地方教育行政の課題

2. 「子どもセンター」の活動の担い手

「全国子どもプラン - 緊急三カ年戦略 - 」(文部科学省)に基づく「子どもセンター支援事業」を開始して3年が経過した。子どもを対象とした情報誌の作成が主たる任務だが、宍道町のセンターでは、島根大学の学生ボランティアが直接運営にあたり、センター主催のイベントや学童保育クラブの活動も同時に企画している。参加した学生達は、大学では経験できない「生の子ども」と向かい合う場を得る。子どもたちはまた、親とも先生とも違う存在に触れ、新しい体験を得ている。学生達の中には、レクリエーション指導者資格の取得に向かう熱心な者も現れている。「一種の異文化理解です」という感想は、彼ら自身の青年期の学習課題を言い得て妙である。

子どもたちの「教育」を中心に置き、足らざるところを補う意図で導入された地域の人材=学習ボランティアは、今、いたる所で新しい学習の契機を掴もうとしている。ボランティアによって新しく意識された学習の課題は、彼ら自身の、他ならぬそのボランティア活動の必要から生じたものであることに注目したい。「参加」それ自体から生じ、かつ「参加の継続」を目指すとき、どうしてもやっておかなければならない学習が見えてきたことだけは確かな事実である。

小さなまちに偶然生まれたごく限られた活動に見えるが、私達がめざすべき「生涯学習のまちづくり」へのヒントがここにある。

第一に、住民の主体的な学習を誘発する契機として、ボランティアとしての参加が極めて有効であること。そこでは「学習課題の意識化 学習実践 成果の活用・社会参加 新たな学習課題の発見」というサイクルが螺旋的発展を遂げながら展開される。

第二に、そこで展開されるボランティア活動そのものが、期せずして、生涯学習「事業」への「参加」の大きな契機と捉えられること。当初「仕組み、依頼された」ボランティアとして出発したそれぞれの活動は、参加者自身の手による組織運営、活動の課題の発見、新たな学習の必要性の認識へと成長するにつれ、「自ら組織する」ボランティアへと変貌しつつある。その過程で行政や学校は何もしていないといってもよい。ボランティア自身による意思形成と実践プログラムの開発が存在するだけである。

V. おわりに

- ボランティアの創出、真の「住民参画」を実現するために -

生涯学習のまちづくりへの市民の「参加」は、具体的には、イベントや事業の企画・実施・評価のそれぞれの段階での関与として実現される場合が多い。確かにそうであるが、そこでの「活動」が、行政や教育施設の要請に対する「反応」ととどまる限り、ある種の限界が生じると考えるべきだろう。行政主導型の「実行委員会」という「参加」の形態は、それ自体を最終目標と捉えるべきではない。それらは、敢えて言えば、住民自らが組織する学習活動や場の創出のための、とりあえずの「訓練装置」ではなかったか。生涯学習のまちづくりを担う住民自身の意思形成のための「学習の場」ではなかったか。

私は、この三年のささやかな経験から、その「何か」を探るヒントが、学習ボランティアとして活動する住民の行動の中にあると考えている。「自らの能力、知識・技能を地域と子ども達の教育に生かしてほしい」という呼び掛けに応じた人達は、それぞれの活動の場で、さらなる学習

高岡 信也

課題を発見し、新しい学びの世界を構築しようとしている。

そのように考えると、私たちの周囲に現にあるボランティアの活動の場がいかに重要であるか、そして、行政を担当する者が、ボランティアという活動の需要と供給の繋ぎ役としていかに重要な役割を担っているかに気づかされるのである。住民自身が動き、考え、創り出す活動。そこに生じる現象をどう理解し、次のステップに繋げるか。私自身の切実な課題である。私なりの「生涯学習のまちづくり構想」は、そこに何がしかの提案やアイデアを提供できたときに、初めて意味のあるものとなる。

生涯学習事業の推進が、「行政サービス」という範疇に入ることは当然だが、少なくとも、生涯学習のまちづくりを「まちづくりの基盤づくり、活性化の起爆剤としての人づくり」と理解すれば、受身から参加へ、さらに参画へ、という道筋が当然問題となる。

しかし一方、市民的成熟という点で、私たちは必ずしも十分な自覚と訓練に欠けているという現実もある。分権型社会の実現、規制緩和の徹底、共同参画型社会の創造等、いずれも新しい世紀に持ち越す課題だと考えるのが妥当だろう。生涯学習社会の構築という課題もまた、そのような現実との対話から出発するほかない。いや、そこを出発点に置くからこそ、「まちづくりを支える人づくり」を標榜できるとしたら、この仕事はやはり複雑であると同時に、考えるに値する課題だといえるだろう。

(参考文献・資料)

1. 倉沢進著 『コミュニティー論 地域社会と住民活動』 放送大学振興会, 1998年。
2. 松下圭一著 『社会教育の終焉』 筑摩書房, 1986年。
3. 阿部斎著 『現代日本の地方自治』 放送大学振興会, 1999年。
4. 高岡信也著 『生涯学習の計画と構想』 柏木出版, 1996年。
5. 生涯学習審議会答申 『学習の成果を幅広く生かすために』 1999年。